

「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度見直しに係る事務取扱要領

（目的）

第1 この要領は、「「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度」に関する制度見直しに係る事務の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 長野県内に本社又は事業所があり、県内において事業活動を行う法人、その他社団、又は個人をいう。
- (2) 旧要件 令和7年9月30日までの「「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領」に基づく制度をいう。
- (3) 新要件 令和7年10月1日改訂の「「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領」に基づく制度をいう。

（経過措置）

第3 旧要件による認証は、令和8年3月1日まで可能とする。

（認証期間）

第4 第3に基づき認証された企業の認証期間は2年間とする。

2 この要領に規定する事項のほか、認証期間に関する事項は、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領の規定を準用する。

（認証申請）

第5 第3による認証を希望する企業は、様式6号に定める認証申請書に「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領の第6第1項各号に定める書類を添付し、知事に提出するものとする。

- 2 旧要件による認証の更新を申請する場合、申請書類の省略はできないものとする。
- 3 この要領に規定する事項のほか、認証申請に関する事項は、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領の規定を準用する。

（補則）

第6 この要領に規定する事項のほか、実施について必要な事項は「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領の規定を準用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。